

## 平成 14 年会計委員会報告書

### 「連結決算時代における 監査役と他の監査主体との連携の実務」 の掲載にあたって

平成 14 年 9 月 26 日  
(社)日本監査役協会  
会計委員会委員長  
住友電気工業株式会社  
常任監査役 伊藤進一郎

本年度の商法等改正法（平成 14 年法律第 44 号）が公布され、商法特例法上の大会社に連結計算書類の制度が導入された。

証券取引法に基づく開示については、すでに、連結財務諸表を主体とすることとされており、今回の改正によって、大会社の連結決算は新たな段階に入ることとなった。

周知のとおり、大会社（及びみなし大会社）は、その計算書類等について、監査役の監査のほかに会計監査人の監査を受けなければならないが、また、監査役は、その会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断すべきこととされている。

そのために、監査役には、会計監査人に対する報告請求権や説明請求権が与えられており、他方、会計監査人には、監査役会に対する報告義務が課されている。

このような法律上の権利義務関係を実際に有効に機能させるためには、監査役と会計監査人とが、お互いの信頼関係に基づき、日常的に緊密に連携して、各々の監査の過程で得られた重大な情報を相互に伝達し、意見を交換することが大切であり、当協会では、早くから、「監査役と会計監査人との関係を保つための実務指針」を制定して、会員監査役に対し周知を図ってきている。

新しい連結決算の時代を迎えて、監査役と会計監査人との連携の必要性が増していることは言うまでもないが、これに加えて、親会社の監査役と子会社・連結子会社の監査役との連携や、自社の内部監査部門との連携も重要になってくる。

当協会の「監査役監査基準」においても、他の監査との関係に関していくつかの条文を設けて監査役の努力を促しているところであるが、当委員会では、新たな客観情勢に対応して、現行の「監査役監査基準」や「関係実務指針」を補足する参考資料としてこの報告書を取りまとめた。

この報告書は、監査役が、会計監査人等の他の監査主体との間で、どのような理念に基づいて、どのような要領で連携を進めていけば良いのかについて、基本的な留意事項を実務に即して整理したものである。

報告書作成にあたっては、なるべく一般的、普遍的な内容となるよう心掛けたが、これは、あくまでも、一つの考え方を示したものである。

監査役各位は、それぞれが置かれた監査環境に合わせて、自らの連携の姿を構築するよう創意工夫を重ねていただきたい。

その際、この報告書がなんらかの参考になるようであれば幸いである。

平成12年3月期から始まった「会計ビッグバン」は、平成14年3月期で一段落したが、まだ終わったわけではない。

平成18年3月期には「減損会計」が導入されることとなり（平成16年3月期からの前倒し適用可）、これが企業経営や監査に大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、上場企業に四半期決算の開示を義務付ける動きも報じられている。

監査役にとってもまだまだ緊張の日々が続くこととなるが、我々は、株主の負託に応えるためにも、各々の職責を自覚して、より一層の研鑽に努める必要がある。

10名の委員は、各自の多忙な本務の合間を縫って、毎月の委員会に積極的に参加し、精力的に議論を進めてきた。

ここに委員の氏名を掲げ、謝意を表する次第である。

以上

#### 会計委員会委員（敬称略・順不同）

住友電気工業	伊藤 進一郎（委員長）
北 陸 製 薬	石田 治洋（前委員長、平成14年7月辞任）
東京三菱銀行	大野 龍一（平成14年6月辞任）
加チア・コヒ・エンス・クラブ	大橋 博行
松下電器産業	松田 基
三 井 物 産	鳩山 勝郎
ヤマト運輸	上野 廣太郎
トヨタ自動車	村松 吉明
本田技研工業	中條 邦宏
日本監査役協会	高橋 弘幸
事務局	新谷 清
	上遠野 恭啓

# 連結決算時代における 監査役と他の監査主体との連携の実務

平成14年9月26日  
(社)日本監査役協会  
会計委員会

## 目次

### はじめに

#### 第1 会計監査人との連携

1. 連携の理念(必要性についての考え方)
2. 連携の要領
  - (1) 連携の方法
    - イ. 定例会合
    - ロ. 随時連絡
  - (2) 連携の内容(時期別の情報・意見交換事項)
    - イ. 監査計画策定時
    - ロ. 監査実施過程
    - ハ. 監査意見集約時

#### 第2 子会社・連結子会社監査役との連携

1. 連携の理念(必要性についての考え方)
2. 連携の要領
  - (1) 連携の方法(定例会合・随時連絡)
  - (2) 連携の内容(時期別の情報・意見交換事項)
    - イ. 監査計画策定時
    - ロ. 監査実施過程
    - ハ. 監査意見集約時

#### 第3 内部監査部門との連携

1. 連携の理念(必要性についての考え方)
2. 連携の要領(報告聴取・調査依頼)

### おわりに

## 連結決算時代における 監査役と他の監査主体との連携の実務

平成14年9月26日  
(社)日本監査役協会  
会計委員会

### はじめに

「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成14年5月29日に公布され(施行日は平成15年4月1日)、商法特例法上の大会社に連結計算書類の制度が導入された(新商特法19条の2)。

すなわち、大会社の取締役は、毎決算期に連結計算書類を作成して、その内容を定時株主総会において報告すべきこととされ、また、大会社の監査役及び会計監査人には連結計算書類の監査が義務付けられ、そのために、従来の子会社調査権(商法274条ノ3)に加えて、新たに、連結子会社調査権(新商特法19条の3、同7条3項)も与えられて、監査役及び会計監査人の監査領域が拡大された。

(注) 新しい連結計算書類の制度は、当分の間、大会社のうち有価証券報告書提出会社にのみ適用される(改正法附則9条)。

周知のとおり、大会社(及びみなし大会社)は、その計算書類等について、監査役の監査のほかに会計監査人の監査を受けなければならない、また、監査役は、その会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断すべきこととされている。

この場合、監査役及び会計監査人が各自の職務を適切に遂行して、的確な監査を行うためには、監査役と会計監査人とが、お互いの信頼関係に基づき、日常的に緊密に連携して、各々の監査の過程で得られた重大な情報を相互に伝達し、意見を交換することが大切であり、当協会では、早くから、「監査役と会計監査人との関係を保つための実務指針」(昭63・5・11制定、平6・1・10改正)を制定して、会員監査役に対し周知を図ってきている。

平成9年以降、会社法制のさまざまな改革が相次ぎ、また、企業会計制度や企業情報開示制度の諸改革も実施されて、企業経営に大きな影響を及ぼしている。

特に、これらの制度改革に伴って、企業の業績評価や価値評価が、従来の個別企業ごとの評価から、企業集団全体としての評価に移行したことを受けて、経営そのものが、従来の個別経営から、グループ経営へと変化している。グループ経営の下では、企業集団を構成する個々の企業の業績向上を図ることを基本としつつも、経営の主眼は、グループ全体としての企業価値の最大化に置かれることとなる。

この経営の変化に対応して、監査役の監査も、従来の個別企業ごとの監査に加えて、企業集団全体を視野に入れた監査を行うことが求められている。企業集団を構成する各企業の監査役は、それぞれの企業の経営活動の適法性・適正性確保と併せて、企業集団全体としての適法性・適正性確保についても意識を向ける必要がある。

さらに、企業会計審議会が平成14年1月25日に公表した新しい監査基準において、監査人は、継続企業の前提（企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提）に関する開示が取締役によって適切に行われているか否かについて検討の上、監査意見を表明すべきこととされた。

このような諸々の客観情勢に対処して、監査役が的確な監査を行って監査の実を挙げるためには、監査役と会計監査人との連携を一層充実、強化する必要性が増していることは言うまでもないが、これに加えて、親会社の監査役と子会社・連結子会社の監査役との連携や、自社の内部監査部門との連携も重要になってくる。

企業における監査機能の中核を担う立場にある監査役が、これらの各監査主体との相互連携を緊密に行い、双方向的な情報・意見交換を進めることは、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る上で大切である。

監査役がこれらの各監査主体との連携を進めるに当たっての留意点について、基本的な事項を実務に即して整理すれば、以下のとおりである。

（注） 連結決算時代における監査役監査の在り方については、「連結財務諸表を中心とした企業情報開示と監査役監査」（月刊監査役No.420）を参照されたい。

## 第1 会計監査人との連携

### 1. 連携の理念（必要性についての考え方）

- (1) 商法上、監査役は取締役の職務執行のすべてについて監査する義務を負っており（商法274条）、当然、会社の計算に関する業務もその監査対象に含まれる（商法281条ノ2、同281条ノ3）。

大会社においては、会計監査の一層の充実を期するために、独立の職業的専門家である会計監査人の監査が義務付けられ（商特法2条）、監査役は、その会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに足る自らの監査を行うべきこととされている（商特法14条3項1号）。このことは、会計監査を会計監査人に全面的に委ねてしまうものではなく、監査役は会計監査を含めた商法監査全般について最終責任を負っていることを意味している。

- (2) 会計監査の目的は、取締役の作成した計算書類等の信頼性を担保することにある。

この場合、その計算書類等に集約される会計情報は、会社の事業活動（即ち、取締役の経営活動）の成果に外ならず、その取締役の職務執行の適法性及び適正性を確保するために行われるのが、監査役の業務監査であり、取締役会による監督である。

この意味で、会計監査と業務監査とは、本来、表裏一体であり、密接不可分のものであると言える。

従って、監査役が業務監査を通じて知り得た情報と、会計監査人が会計監査を通じて知り得た情報とを、必要に応じて相互に伝達し、意見を交換することは、各々の監査の質を高め、監査の実を挙げるために有益なことであり、会計監査人の監査の質の向上が、ひいては、監査役の監査の質の向上を齎らし、監査役の責務を全うさせることとなる。

監査役としては、会計監査人との連携を充実、強化して、効率的な監査を実施するよう努める必要があるが、その際、監査役と会計監査人とは、各々独立した立場で、主体性をもってそれぞれの監査を行うものであることを忘れてはならない。

- (3) 監査役には、会計監査人に対して報告や説明を求める権限が与えられている（商特法8条2項、13条3項）が、会計監査人には、監査役会から監査報告書の謄本の送付を受けること（商特法14条2項）のほかは、監査役に対して報告や説明を求めることができる旨の規定はない。（会計監査人は、取締役や従業員に対しては、会計に関する報告を求めることができる：商特法7条1項。）

会計監査人から監査役への情報提供は法律上義務付けられているのに対し、監査役から会計監査人へのそれは、必要に応じて任意に行われるものである。

会計監査人に対して、どのような情報を、いつ、どのような方法で提供するかということは、各監査役が、自らの判断と責任に基づいて、自主的に行うべき事柄である。

もちろん、会計監査人から監査役に対して、ある特定の事項に関する情報の提供を要請することは有り得るが、これにどのように対応するかについては、要請を受けた監査役が主体性をもって判断することとなる。

- (4) このような法制度の趣旨を踏まえた上で、実務において、監査役と会計監査人との連携を円滑にかつ効果的に推進するためには、その前提として、相互の信頼関係を築き上げることが最も大切である。
- (5) 連結計算書類の監査を行う上で、会計監査人との連携にあたり特に留意すべきこととして、連結の範囲の当否について会計監査人と情報・意見を交換すること、子会社又は連結子会社の会計監査が親会社と異なる会計監査人によって行われている場合の取扱いについて会計監査人の説明を受けること、などが挙げられる。

(注) 連結の範囲・持分法適用の範囲の決定に関しては、日本公認会計士協会の監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平10・12・8公表、平14・4・16改正)、及び「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」(平12・1・19公表、平14・7・3最終改正)を参照されたい。

親会社の会計監査人と子会社・連結子会社の会計監査人とが異なる場合の取扱いについては、同上協会の監査基準委員会報告書第8号(中間報告)「他の監査人の監査結果の利用」(平8・7・25公表、平14・1・28最終改正)を参照されたい。

- (6) 会計監査人が監査を通じて評価・発見した問題点や指摘事項は、監査役の監査や取締役の業務運営に有意義に活用されるべきであり、監査役は必要に応じてそのフォローアップを行うほか、会計監査人が経営トップに積極的に提言できるよう、仲立ちに努めるべきである。

## 2. 連携の要領

### (1) 連携の方法

#### イ. 定例会合

会計監査人との連携を進めるうえで、監査役と会計監査人が定期的に会合して情報・意見を交換することは必要不可欠である。

会計監査人との定例会合の一例(3月決算会社の場合)を示せば、次のとおりである。

7月上旬	年間監査計画協議 上期事業所・子会社・連結子会社往査実施要領協議
9月中旬	中間決算監査実施要領協議
11月中旬	中間監査結果報告・説明聴取(商特法8条2項) 下期事業所・子会社・連結子会社往査実施要領協議
3月中旬	期末決算監査実施要領協議
5月中旬	監査報告書受領・説明聴取(商特法13条)

#### ロ. 随時連絡

定例会合に加えて、監査役と会計監査人が必要に応じて随時相互に連絡し合って、情報・意見を交換することも大切である。

特に、監査役が会計監査人の実査や往査に立ち会うことは、監査役にとって有益である。

### (2) 連携の内容(時期別の情報・意見交換事項)

定例・随時を通じた情報・意見交換事項を、監査の時期別に列挙すれば、次のとおりである。

#### イ. 監査計画策定時

経営環境の把握と評価の状況

内部統制の有効性の評価の結果と問題点(要改善事項)

#### ロ. 監査実施過程

不正・違法行為及びその兆候を発見した場合(商特法8条1項)

期中における経営環境の変化や、会社組織の変更、異例な取引等、会社の業務・財産に重大な影響を及ぼす事実の有無

取締役に対し提言等を行う必要の有無

事業所往査の対象・要調査事項

子会社・連結子会社調査の要否、調査対象・要調査事項

- 重要事実公表の要否
- 中間決算の際の会計方針の変更の有無、当否
- 中間決算短信の適否
- 半期報告書・臨時報告書の適否
- 八． 監査意見集約時
  - 期中監査の総括、補完の要否
  - 営業報告書及び附属明細書のうち会計監査人が監査を行う部分の確認（商特法2条）
  - 期末決算の際の会計方針の変更の有無、当否
  - 決算短信の適否
  - 後発事象の有無
  - 継続企業的前提に関する評価と開示の当否
  - 計算書類等・連結計算書類の適否
  - 有価証券報告書の適否

（注） 会計監査人との連携の詳細については、「監査役と会計監査人との更なる連携・相互補完について」（月刊監査役No.408）を参照されたい。

## 第2 子会社・連結子会社監査役との連携

### 1. 連携の理念（必要性についての考え方）

- （1） 今回の商法等改正によって、監査役（及び会計監査人）の監査領域は、従来の子会社に加えて、連結子会社もその範囲に含むこととされた。

この場合、子会社・連結子会社にはそれぞれ独自の監査役が在任しており、子会社・連結子会社の監査を行うのは、もちろん、それぞれの監査役の職務である。

しかしながら、グループ経営においては、企業集団全体の業務運営の適法性・適正性が強く求められており、その企業集団を構成する親子会社の各監査役は、それぞれの独立性は十分尊重しつつも、お互いに協力し合って、企業集団全体の監査の実を挙げるように努める必要がある。

- （2） 連結計算書類の信頼性を確保するためには、先ず、その連結決算の基礎となる個別の計算書類等の信頼性が確保されていなければならない。

従って、子会社・連結子会社の監査役は、各自の会社の計算書類

等の信頼性を確保するために、それぞれの職責を全うしなければならないし、親会社の監査役は、個別の計算書類等の信頼性を確認するため必要があるときは、各子会社の監査役からそれぞれの監査の方法及び結果について情報の提供を受けるなどの対策を考慮する。

(3) また、連結計算書類の信頼性を確保するためには、連結の範囲や持分法適用の範囲が適正に決定されていなければならない。

従って、親会社の監査役は、支配力基準や影響力基準の適用についての取締役の判断が適切かどうか、特に、これが恣意的に行われているようなことがないかどうかについて、入念に検証・評価を行わなければならないし、これに関連して、各子会社の監査役と情報・意見を交換する必要がある場合もあり得る。

(注) 連結決算のプロセスについては、「監査役のための連結会計の概要」(月刊監査役No.422付録)を参照されたい。

(4) 親会社監査役の子会社調査権や連結子会社調査権は、いずれも、親会社の監査役が自らの職務を行うため必要があるときにこれを使用することができることとされており、その必要性の有無については、親会社の監査役が自主的に判断することとなる。

従って、親会社の監査役としては、子会社や連結子会社を調査する必要があるのか、ないのかの判断を誤らないようにするため、日常の監査活動の過程を通じて、子会社や連結子会社の営業の状況や業務・財産の状況に関する情報収集を十分に行う必要があり、この点からも、子会社や連結子会社の監査役との連携は欠かせない。

(注) 子会社調査権の考え方については、「親会社監査役の子会社調査権に関する一考察」(月刊監査役No.427)を参照されたい。

## 2. 連携の要領

(1) 連携の方法(定例会合・随時連絡)

親子会社監査役の連携を円滑にかつ効果的に進めるためには、親会社の監査役と子会社・連結子会社の監査役とが、定例的に会合して相互に情報を伝達し、意見を交換するとともに、日常的にも緊密に連絡し合って、組織的な監査を実施するように心掛ける必要がある。

親子会社監査役の定例会合の一例（3月決算会社の場合）を示せば、次のとおりである。

- 7月上旬 年間監査計画協議
- 9月中旬 中間決算監査実施要領協議
- 3月中旬 期末決算監査実施要領協議

(2) 連携の内容（時期別の情報・意見交換事項）

定例・随時を通じた情報・意見交換事項の一例を、監査の時期別に列挙すれば、次のとおりである。

イ. 監査計画策定時

企業集団に共通の経営理念が確立されているか。

また、それが企業集団の隅々まで浸透し、認識・理解されているか。

グループ経営の基盤としての内部統制が適切に整備されているか。

また、それが確実に実行されて、有効に機能しているか。

ロ. 監査実施過程

取締役等による違法・不正の行為又はそのおそれがないか。

取締役に対し提言等を行う必要が生じていないか。

会社又は企業集団の業務等に関する重要事実に関連する事実が存在しないか。

ハ. 監査意見集約時

会社又は企業集団の状況に関して後発事象に関連する事実が生じていないか。

会社又は企業集団に、継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在しないか。

### 第3 内部監査部門との連携

#### 1. 連携の理念（必要性についての考え方）

(1) 会社の事業活動を対象とする監査には、監査役監査及び会計監査人監査のほかに、内部監査部門による監査がある。

内部監査は、取締役の指揮・監督の下に、会社の業務運営や財産管理の適法性・適正性の確保及び経営の効率性の向上のために行われる。

これら三つの監査は、それぞれの法的な位置付けや監査の目的等

が異なっており、いわば三者三様の監査が行われているが、であるからこそ、この三者が連携することによって、全体としての監査の質の向上が期待できる。

- (2) 健全な経営を維持、推進するためには、その前提として、内部統制が適切に整備・運用されて、有効に機能していなければならない。

内部統制は経営の基盤をなすものであって、これを適切に整備・運用することは取締役の基本的な職務であるが、同時に、それは、監査の実効性を確保するためにも重要である。

グループ経営が主体の企業経営においては、連結計算書類の信頼性を確保するだけでなく、企業集団としてのリスク回避、予防監査の仕組みを確立することが求められる。従って、内部統制の適切な整備・運用についても、企業集団全体をカバーし得るように、内部統制を充実、強化していく必要がある。

企業会計審議会が平成14年1月25日に公表した新しい監査基準においても、監査人は、企業の内部統制の状況を把握して、統制リスクを評価するための統制評価手続きを実施すべきこととしている。

監査役は、自社及びその企業集団において、内部統制が適切に整備されているかどうか、また、それが確実に実行されて有効に機能しているかどうかについて検証・評価を行い、必要に応じて取締役に対し改善方を勧告、助言する立場にある。

内部監査部門は、それ自体内部統制の一環を形成するものであり、取締役が整備した内部統制がその意図したとおりに有効に機能しているかどうかについて、現場において検証・評価を行い、その結果及び要改善事項を取締役に報告するのがその本務である。

つまり、内部統制に関して、監査役と内部監査部門の両者が、各々の立場からその整備・運用の状況と有効性を検証・評価しているわけで、この両者が連携することによって、監査の質の一層の向上が期待できる。

- (注) 内部統制の整備・運用の状況や有効性を検証・評価する際の着眼点については、「企業倫理と内部統制」(月刊監査役No. 456)を参照されたい。

## 2. 連携の要領(報告聴取・調査依頼)

監査役と内部監査部門との連携を効果的に進めるためには、日頃から

両者が監査に役立つ情報を相互に伝達する体制を整えることが大切である。

特に、監査役は、内部監査の結果を自らの監査に活用するために、内部監査部門に対し定例的に報告を求めたり（商法274条2項）、必要に応じて特定の事項について調査を依頼したりすることが有益である。

内部監査部門からの報告聴取事項の一例を示せば、次のとおりである。

内部統制の整備・運用の状況と有効性に関する検証・評価の方法  
と結果

幹部社員を始め従業員による違法・不正の行為又はそのおそれの  
有無

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の有無

おわりに

以上、新しい連結決算の時代を迎えて、監査役が、自己の職責を全うするために、会計監査人や子会社・連結子会社の監査役、さらには自社の内部監査部門との間で、どのような理念に基づいて、どのような要領で連携を進めていけば良いのかについて、基本的な留意事項を実務に即して整理した。

ただし、この報告書は、主として親会社監査役の視点から記述しており、子会社・連結子会社監査役の立場からは、自ずから別の考え方があるものと思われる。また、ここに記述した連携の要領は、あくまでも一つの例示に過ぎず、これ以外にもいろいろな連携の姿があり得る。

グループ経営の実態は各企業集団ごとにさまざまであるし、会計監査人や子会社・連結子会社監査役との関係も一様ではない。内部監査部門の組織・運営の態様も各企業によって異なる。各監査役の経験・知識も区々である。

なお、いわゆる純粋持株会社の監査役の場合は、その監査領域や監査手法等について、従来とは違った新たな発想に基づく対応が必要になるものと思われる。

監査役は、各々が置かれた監査環境に応じて、創意工夫の上、会計監査人等との連携を一層充実、強化して、各自の職務を適切に遂行し、監査の実を挙げよう努めなければならない。

以上